

回答書

1. 工事名 播管第17号 播但連絡道路 道路維持修繕工事(市川大橋第5・6橋床版取替・耐震補強他工事)
 2. 工事場所 姫路市砥堀

番号	図面番号	質問内容	回答
1	入札公告 3.(2)(イ)	工事に従事した期間について、全工期から準備期間及び工場製作期間及び後片付け期間を除いた期間に対して、当該工事に従事していたことが工程表より証明できる場合、配置技術者の施工経験として認められるでしょうか。	必要な期間従事していたことが証明できる場合、配置技術者の施工経験として、認めます。
2	入札公告 3.(2)(イ)	工事に従事した役職について、監理技術者または現場代理人または担当技術者のいずれの役職で従事していた場合でも、配置技術者の施工経験として認められるでしょうか。	配置技術者の施工経験は、必要期間従事していたことが証明できる場合、監理技術者、現場代理人、担当技術者いずれの場合でも認めます。
3	入札公告 3.(4)(イ)	単体又はJVの代表構成員に求めるものとして、「コンクリート床版(ポストテンション方式のプレキャスト構造に限る)の新設又は取替を実施した工事であること。」が求められていますが、ポストテンション方式のPC中空床版橋(プレキャストセグメント工法)の実績は、施工実績として認められるでしょうか。	認めます。
4	入札公告 3.(4)(イ)	単体又はJVの代表構成員に求めるものとして、「コンクリート床版(ポストテンション方式のプレキャスト構造に限る)の新設又は取替を実施した工事であること。」が求められていますが、ポストテンションT桁(セグメント工法)の実績は、施工実績として認められるでしょうか。	認めます。
5	入札公告 3.(4)(イ)	単体又はJVの代表構成員に求めるものとして、「コンクリート床版(ポストテンション方式のプレキャスト構造に限る)の新設又は取替を実施した工事であること。」が求められていますが、PCコン橋の実績は、施工実績として認められるでしょうか。	認めます。
6	【工事設計書】	高強度軽量プレキャスト床版について、協議又は承諾により仕様を変更することは可能でしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
7	【工事設計書】	プレキャスト床版について、架設前に現場付近に仮置きを行う必要がありますが、仮置場として想定されている場所がありましたらご教示お願い致します。また、借地料が当初設計に含まれておりませんが、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	プレキャスト床版を含む各資材の仮置場は橋梁上を使用することを考えているため、考慮しておりません。現場条件を精査の上、必要な場合は監督員と協議の上決定するものとします。
8	【工事設計書】	プレキャスト床版の仮置場について、地盤改良や受桁の設置等の仮置場造成が必要となる場合、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	7と同じ。

9	【工事設計書】	プレキャスト床版について、架設前に現場付近に仮置きを行う必要がありますが、当初設計に仮置きに係る労務やクレーン費用が含まれておりません。別途協議の対象でしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
10	【工事設計書】	プレキャストPC床版架設について、現場付近の仮置場に仮置きしたプレキャスト床版を積み込み、架設地点まで小運搬する必要がありますが、当初設計に費用が含まれておりません。別途協議の対象でしょうか。	7と同じ。
11	【工事設計書】	床版撤去工について、壁高欄等の切断時に給水設備が必要になり、また切断後に発生する汚濁水を集積する設備が必要になりますが、当初設計に含まれておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
12	【工事設計書】	床版撤去工について、切断後に発生する汚濁水の運搬・処分に要する費用が当初設計に含まれておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
13	【床版取替図面】 193葉/195 交通規制計画図 (参考図) 【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)	交通規制計画図(参考図)において、規制車・標識・回転灯等の交通規制材の記載があります。しかし当初設計に、規制車の運転手を含む交通規制材の計上がありません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
14	【床版取替図面】 193葉/195 交通規制計画図 (参考図) 【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)	交通規制計画図(参考図)において、中央分離帯の撤去・防護・盛り替え・復旧、照明柱の撤去・復旧の記載がありますが、当初設計に形状されておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
15	【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)	設計書にて計上されている交通誘導員について、交通規制材を設置して交通規制を施工する人員として計上されていると考えて良いでしょうか。	その通りです。
16	【床版取替図面】 83葉/195 市川大橋5 施工手順図 189葉/195 市川大橋6 施工手順図 【工事費内訳書】	吊足場の組立について、施工手順図では橋梁点検車を使用した施工方法となっておりますが、設計書では橋梁点検車が計上されておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
17	【床版取替図面】 83葉/195 市川大橋5 施工手順図 189葉/195 市川大橋6 施工手順図 【工事費内訳書】	吊足場の組立について、施工手順図では、足場を設置する橋梁路面からの足場材を搬入・搬出を行っています。それによる施工費の補正は当初設計に見込まれているでしょうか。見込まれていない場合、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
18	【支承・落防図面】 44葉/44 市川大橋5・6(下り線) 補強足場計画図 【工事設計書】 附帯工事費(5)	図面には補強足場として吊り足場の記載がありますが、工事設計書付帯工事(5)において計上がありません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。

19	<p>【補修図面】 参1葉/参1 足場計画図(参考図) 市川大橋6(上り) 【工事設計書】 附帯工事費(6)</p>	<p>図面には枠組み足場及び吊り足場の記載がありますが、工事設計書付帯工事(6)において、足場の計上がありません。足場について、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
20	<p>【補修図面】 6葉/11 部分塗装塗替工図 市川大橋6(上り) 【工事設計書】 附帯工事費(6)</p>	<p>部分塗替塗装について、既設の塗装についての成分表が明示されておりません。鉛やPCB等の有害物質は含まれていないと考えて良いでしょうか。もしくは、本工事で既存塗膜片の塗膜成分分析試験(含有量試験)を行う必要がある場合、試験費は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
21	<p>【補修図面】 6葉/11 部分塗装塗替工図 市川大橋6(上り) 【工事設計書】 附帯工事費(6)</p>	<p>部分塗替塗装について、既設の塗装に鉛やPCB等の有害物質が含まれている場合、素地調整施工時の防護、安全対策、特別管理、及び発生したケレンかすの処理に係る費用は、物価資料に記載に通り、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
22	<p>【補修図面】 7葉/11 支承防錆工図 市川大橋6(上り) 【工事設計書】 附帯工事費(6)</p>	<p>支承防錆工について、金属溶射施工時の防護工、安全対策、特別管理、及び廃材の処理に係る費用は、物価資料に記載に通り、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
23	<p>【工事費内訳書】 壁高欄工 鉄筋工 SD345 D13(エポキシ樹脂塗装)</p>	<p>加工工場からの運搬費について、物価資料に記載されている異形棒鋼エポキシ樹脂塗装費には「加工工場からの運搬費は別途加算」と記載されておりますが、当初設計に含まれておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
24	<p>【補修図面】 11葉/11 伸縮装置取替工詳細図 市川大橋4(下り) 【工事設計書】 附帯工事費(6)</p>	<p>伸縮装置の材料費について、図面の材料表には荷重支持型片側歯形ジョイント(8.75m)、地覆用ジョイント(0.26m)、二次止水材(9.01m)の記載があります。しかし設計書には車道部の数量のみ計上されており、地覆用ジョイントと二次止水材の計上がありません。地覆用ジョイントと二次止水材の材料費については、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
25	<p>【補修図面】 11葉/11 伸縮装置取替工詳細図 市川大橋4(下り) 【工事設計書】</p>	<p>旧伸縮装置及び既設コンクリートについて、廃材の運搬及び処理に係る費用が当初設計に見込まれておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
26	<p>【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)</p>	<p>伸縮装置撤去工 鋼製について、廃材の処理場までの運搬及び処理に係る費用が当初設計に見込まれておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
27	<p>【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)</p>	<p>伸縮装置の後打ちコンクリートについて、P14及びP17設置分の数量が未計上となっております。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>

28	<p>【工事費内訳書】</p> <p>本工事費 橋面防水工 成形目地材 35×5</p>	<p>成形目地材について、付帯工事費(1)(2)(3)ではロス分を含んだ歩掛となっておりますが、本工事費ではロス分を含まない単価項目となっております。本工事費についてもロス分を含んだ歩掛ではないでしょうか。</p>	<p>本工事費(市川大橋1下り線)の成形目地材は指摘の通り、ロス分を含まない積算となっております。契約完了後、付帯工事と同じように設計変更にて対応します。</p>
29	<p>【床版取替図面】</p> <p>79葉/195 排水装置詳細図 市川大橋5 185葉/195 排水装置詳細図 市川大橋6 【工事設計書】</p>	<p>図面には排水柵、排水管、取付金具の記載がありますが、工事設計書において材工共に計上されておられません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
30	<p>【支承・落防図面】</p> <p>12葉/44 P14橋脚 排水装置改造図 41葉/44 A2橋台 排水装置改造図 市川大橋5(下り) 【工事設計書】</p>	<p>図面には排水管、取付金具の撤去・改造の記載がありますが、工事設計書において材工共に計上されておられません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
31	<p>【床版取替図面】</p> <p>171葉/195 照明受け台及びガードレール詳細図 市川大橋6 【工事設計書】</p>	<p>図面にはガードレールの記載がありますが、工事設計書において材工共に計上されておられません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
32	<p>【工事費内訳書】</p> <p>縦締PC工 材料費 定着装置</p>	<p>縦締PC工の材料費について、接続部に使用するグリップはねじ付きのものを使用する必要があり、物価資料に記載のある標準グリップは使用できません。しかし当初設計では、接続部に使用するグリップも標準のグリップで積上げているため、実態と合いません。接続部に使用するねじ付きグリップの材料費は、別途協議の対象となるでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
33	<p>【工事費内訳書】</p> <p>横締PC工 材料費 定着装置 市川大橋 6・上り線</p>	<p>横締PC工の材料費について、接続部に使用するグリップはねじ付きのものを使用する必要があり、物価資料に記載のある標準グリップは使用できません。しかし当初設計では、接続部に使用するグリップも標準のグリップで積上げているため、実態と合いません。接続部に使用するねじ付きグリップの材料費は、別途協議の対象となるでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
34	<p>【工事設計書】</p> <p>本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3) 附帯工事費(4) 附帯工事費(5)</p>	<p>塗替塗装について、素地調整を行う前の塗膜除去工が計上されておられません。塗膜除去が必要となる場合は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
35	<p>【工事設計書】</p> <p>本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)</p> <p>【床版取替図面】</p> <p>83葉/195 市川大橋5 施工手順図 189葉/195 市川大橋6 施工手順図</p>	<p>床版撤去工について、当初設計では25t吊ラフテークレーンが計上されております。しかし、床版撤去工と一連の作業となるプレキャスト床版架設工では、60t吊ラフテークレーンが計上されており、整合しておられません。また、施工手順図にも「STEP6-2:既設床版撤去工(60tラフタークレーンにて撤去、搬出)」と記載があります。床版撤去工におけるラフテークレーンの規格について、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>

36	【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)	床版撤去工及びプレキャスト床版架設工に使用するクレーンについて、当初設計でのクレーンでは能力不足のため施工が困難な場合、クレーン規格の変更は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
37	【工事設計書】 附帯工事費(4)	上下線連結工について、部材重量が1700kg以上ある部材があるため、施工時にクレーンが必要になりますが当初設計において計上されておりません。クレーンについて、別途協議の対象でしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
38	【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)	伸縮装置の撤去について、当初設計ではコンクリートブレーカを使用したコンクリート研りのみ計上されております。鋼桁への損傷・影響を小さくするために、ウォータージェットによるコンクリート研りが必要となる場合、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
39	【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)	足場について、施工の進捗に応じて盛り替えが必要となりますが、当初設計の足場の歩掛には盛り替えの費用が含まれておりません。盛り替えに係る費用について、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
40	【工事設計書】 附帯工事費(5)	落橋防止装置【水平力分担構造】高力ボルト(S10T)M22×100mmについて、当初設計では296組となっていますが、図面から計上すると320組になると思われます。不足分は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
41	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 7葉/44 <small>P14橋脚 水平力分担構造詳細図(その4)</small> 市川大橋5(下り)	落橋防止装置【水平力分担構造】について、P14橋脚のGh桁上部工用取付プレート(SM490B 550×22×740)が1枚計上されておりません。不足分は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
42	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 35葉/44 <small>A2橋台 水平力分担構造詳細図(その4)</small> 市川大橋6(下り)	落橋防止装置【水平力分担構造】について、A2橋台のGe～Gh桁上部工取付プレート(SM490A 690×22×860)が4枚計上されておりません。不足分は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
43	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 31葉/44 <small>A2橋台 補強一般図</small> 市川大橋6(下り)	落橋防止装置【横変位拘束構造】について、A2橋台の既設の横変位拘束構造を改造するようになっております。改造に係る材料費については当初設計に計上されていますが、改造に係る労務については計上されておりません。改造に係る労務について、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
44	【工事設計書】 附帯工事費(5)	アンカー(落橋防止)について、アンカーに注入する注入材が必要ですが、当初設計に計上されているアンカー設置の歩掛には注入材の材料費が含まれておりません。注入材の材料費について、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
45	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【施工単価表】 第0-102号内訳書 注入工 プラケット背面部	注入工 プラケット背面部について、エポキシ樹脂が計上されていますが、計上されている数量が、数量計算書に記載の数量と整合していません。エポキシ樹脂の数量について、積算数量の根拠をご明示お願い致します。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。

46	【工事設計書】 附帯工事費(5)	落橋防止装置工【P14】 落橋防止装置【タイプ①】下部工ブラケット取付工、落橋防止装置工【A2】 落橋防止装置【タイプ①】下部工ブラケット取付工について、重量を確認すると単部材が2000kgを超えております。当初設計で計上されている歩掛は、適用範囲が単部材2000kg以下までのため、適用の範囲外となります。下部工ブラケット取付工について、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
47	【工事設計書】 附帯工事費(5)	落橋防止装置の取付工について、単部材が600kgを超える場合はラフテレーンクレーンを使用することが標準ですが、当初設計にクレーンが計上されておりません。クレーンについて、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
48	【工事設計書】 附帯工事費(5)	落橋防止工装置工の取付工について、単部材が600kg以下の場合であっても、ラフテレーンクレーンを使用することが必要な場合、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
49	【工事設計書】 附帯工事費(5)	落橋防止装置工【P14】 落橋防止装置【タイプ④-2】、落橋防止装置工【A2】 落橋防止装置【タイプ④-2】について、下部工への部材設置時にチッピング工(ブラケット背面部)及び注入工(ブラケット背面部)が必要ですが、当初設計に計上されておりません。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
50	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 24葉/44 <small>P17橋脚 落橋防止構造詳細図(その3)</small> 市川大橋5(下り)	落橋防止装置工【P17】 落橋防止装置【タイプ④-2】コンクリート削孔について、図面より削孔深が1335mmです。当初設計で計上されている歩掛は、適用範囲が削孔深1300mm以下までのため、適用の範囲外となります。コンクリート削孔について、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
51	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【施工単価表】 第0-106号内訳書 調整モルタル	落橋防止装置工【P14】 落橋防止装置【タイプ④-2】調整モルタル、落橋防止装置工【A2】 落橋防止装置【タイプ④-2】調整モルタルについて、当初歩掛には材料費のみの形状となっております。調整モルタルの労務は落橋防止装置の取付工には含まれていないため、調整モルタルの労務が未計上となっております。別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
52	【工事設計書】 附帯工事費(5)	落橋防止装置工【A2】 落橋防止装置【タイプ⑦】について、図面よりSEリミッター SEL-N3500固定(単重が600kgを超える製品)の設置となりますが、当初設計では600kg以下の歩掛となっております。設置歩掛について、変更協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
53	【工事設計書】 附帯工事費(5)	現場塗装工(F-13) 素地調整接手現場塗装[素地調整]について、ブラスト処理となっておりますが、物価資料の通り、研削材・ケレンかすの運搬・処分に要する費用が含まれておりません。研削材・ケレンかすの運搬・処分に要する費用は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
54	【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 43葉/44 A2橋台 既設撤去図 市川大橋6(下り)	既設落橋防止構造撤去工 既設落橋防止構造工 鋼材切断について、図面には台座コンクリートのアンカーバー(φ100×520 S45CN 4本)の撤去が記載されていますが、当初設計に計上されておりません。アンカーバー(φ100×520 S45CN 4本)の撤去について、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。

55	<p>【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 43葉/44 A2橋台 既設撤去図 市川大橋6(下り)</p>	<p>既設落橋防止構造撤去工について、図面には既設落橋防止構造(PCケーブル タイプ④-2)と既設横変位拘束構造(タイプ①、タイプ⑦)の撤去が記載されています。しかし、当初設計には既設落橋防止構造(PCケーブルタイプ④-2)のみ計上されており、既設横変位拘束構造(タイプ①、タイプ⑦)の撤去が計上されておりません。既設横変位拘束構造(タイプ①、タイプ⑦)の撤去に係る費用は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
56	<p>【工事設計書】 附帯工事費(5)</p>	<p>既設落橋防止構造撤去工 既設落橋防止構造工 孔塞ぎ工について、金属パテ孔埋め工が計上されておりません。金属パテ孔埋めが必要な場合、別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
57	<p>【工事設計書】 附帯工事費(5) 【支承・落防図面】 43葉/44 A2橋台 既設撤去図 市川大橋6(下り)</p>	<p>既設落橋防止構造撤去工 既設落橋防止構造工 台座コンクリート撤去について、構造物とりこわし工の数量が台座2つ分の数量となっております。図面には撤去する台座コンクリートが4箇所との記載があり、整合しておりません。台座コンクリートの撤去を4箇所行う場合、不足分は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
58	<p>【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)</p>	<p>スラドレーンについて、当初設計では材料費のみの計上となっており、設置の労務が計上されておりません。「令和3年度版 橋梁架設工事の積算 3-293」に記載の床版水抜きパイプ設置工が適用できると思われませんが、設置の労務に係る費用は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
59	<p>【工事設計書】 本工事費 附帯工事費(1) 附帯工事費(2) 附帯工事費(3)</p>	<p>フレキシブルチューブについて、当初設計では材料費のみの計上となっており、設置の労務が計上されておりません。「令和3年度 橋梁架設工事の積算 3-295」に記載の床版水抜きパイプ用フレキシブルチューブ設置工が適用できると思われませんが、設置の労務に係る費用は別途協議の対象と考えて良いでしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
60	<p>【床版取替図面】 83葉/195 市川大橋5 施工手順図 189葉/195 市川大橋6 施工手順図</p>	<p>現在橋面上から吊り足場施工となっておりますが、桁下(河川内から)の作業は可能でしょうか。また、計画通りの橋面からの吊り足場施工であれば、施工手順図に記載されている橋梁点検車の規格を教えてください。(図面記載の橋梁点検車では、中央分離帯側の足場施工が困難であるように思われます。)</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
61		<p>落橋防止構造等を桁下(河川内)からの施工は可能でしょうか。また、橋脚足場の河川内設置は可能でしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>
62		<p>桁下(河川内)施工が可能であれば、河川への乗り入れ口(搬入資材用トラック・クレーン等)の設置は可能でしょうか。</p>	<p>契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。</p>

63		P14橋脚側からの材料搬入や施工は可能でしょうか。また、可能な場合、決まった運行経路や、地元への配慮から時間制限等がありますか。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
64		P11～P14径間の高架橋下周りは資材ヤードや休憩所として利用可能でしょうか。	P11～14径間の高架橋下は、隣接工事(市川大橋第1～4橋耐震補強・補修工事)で使用しているため、業者間で協議の上使用できます。
65		P11～P14径間両側のグラウンドは資材置場等として利用可能でしょうか。	高架橋周りのグラウンド・公園等は道路公社管理ではないため、回答できません。土地管理者に協議してください。
66	【補修図面】 参1葉/参1 足場計画図(参考図) 市川大橋6(上り)	P17、P18、A2の河川内に足場を設置して橋脚補修を行う計画になっていますので、これらの作業は濁水期での施工と考えていますが、濁水期の時期をご教授願います。	濁水期は11月～翌年5月です。
67		交通規制について、不可の期間があればご教示お願い致します。	兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊から工事抑制期間が毎年、春の大型連休、お盆、年末年始に指定されます。
68	特記仕様書 第2条(工期)	「本工事は、土日作業を原則として認めない。」との記載があります。週休2日の補正は、当初設計に見込まれておりますでしょうか。見込まれていない場合は、設計変更の協議対象になりますでしょうか。	本工事は、週休2日制対象外工事です。よって、週休2日の補正は見込んでおりません。設計変更の対象にもなりません。
69	施工単価表 第0-0112号	緩衝ゴム(クロップレングム) 300×50×300について、孔加工費の数量は、1箇所当たり各々4箇所よろしいでしょうか。	その通りです。
70	施工単価表 第0-0116号	緩衝ゴム(クロップレングム) 200×50×250について、孔加工費の数量は、1箇所当たり各々4箇所よろしいでしょうか。	その通りです。
71	施工単価表 第0-0119号	緩衝ゴム(クロップレングム) 200×50×350について、孔加工費の数量は、1箇所当たり各々4箇所よろしいでしょうか。	その通りです。
72	施工単価表 第0-0144号	伸縮接手装置の材料単価をご教示願います。	No.85と同じ。

73	施工単価表 第0-0149号	歩掛の内訳数量ならびに断面修復材の材料単価をご教示願います。	歩掛は積算基準に基づいており、見積りでない材料単価については公表をしておりません。
74	施工単価表 第0-0150号	歩掛の内訳数量ならびに充填材の材料単価をご教示願います。	歩掛は積算基準に基づき積算しており、公表をしておりません。 材料単価はNo.87と同じ。
75	施工単価表 第0-0151号	歩掛の内訳数量ならびに注入材・シール材・低圧注入器具の材料単価をご教示願います。	歩掛は積算基準に基づき積算しており、公表をしておりません。 材料単価はNo.88と同じ。
76	施工単価表 第0-0152号	歩掛の内訳数量ならびに断面修復材の材料単価をご教示願います。	歩掛は積算基準に基づいており、見積りでない材料単価については公表をしておりません。
77	【工事設計書】 工事費内訳書 頁0-0086 伸縮継手工 鋼製伸縮継手補修	伸縮装置(地覆)シール材において、想定されている製品名ならびに材料単価をご教示願います。	No.86と同じ。
78	【工事設計書】 工事費内訳書 頁0-0030 壁高欄工 壁高欄	シール材 シリコン系プライマー含むにおいて、想定されている製品名ならびに材料単価をご教示願います。	No.86と同じ。
79	【工事設計書】 工事費内訳書 頁0-0030 壁高欄工 壁高欄	シール材 シリコン系プライマー含むにおいて、単価は物価資料の採用でしょうか、兵庫県の土木工事積算単価表の採用でしょうか。	No.86と同じ。
80		工期について、交通規制が不可能な期間がある場合や湯水期施工が必要な工種がある場合、また土日施工が行えない場合、工期内に工事を完成することは困難であることが予想されます。そのような場合において、工期延伸は可能でしょうか。	積算段階では、現状工期で施工可能として積算しています。契約完了後、設計図書の照査、現場条件等により監督員と協議の上決定するものとします。
81	設計図書全般	金抜設計書・図面・数量計算書について、配布頂きました資料の文字が時折歪んでおり、適切な見積ができません。電子データ(PDF・Excelなど)で再度設計図書を交付頂けますでしょうか。ご教示願います。	電子データの交付はしておりません。設計図書の文字歪み等で認識できない箇所は、直接問い合わせがあれば正しい文字等をお示しします。
82	金抜設計書 技術管理費	技術管理費(鉄筋探索工・アンカーボルト定着長測定)は諸経費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)の対象ですか。ご教示願います。	技術管理費は共通仮設費に含まれるため、共通仮設費の率計上の対象とはなりません。現場管理費・一般管理費については、率計上の対象となります。

83	金抜設計書	施工第0-0033号内訳表 目地板について、「樹脂発泡体t=10mm 14倍」とありますが、「土木工事積算基準書Ⅱ-2-⑱-2 共通工 目地・止水板設置工 目地板」で「目地板の種類」は「各種」で設計上考えておられますか。もしくは「樹脂発泡体(15倍発泡)(t=10)」でしょうか。ご教示願います。	積算基準書の目地板種類ではなく、「樹脂発泡体(14倍発泡)(t=10mm)」で積算しています。
84	金抜設計書	工事費内訳書 頁0-0008/0255の橋面防水工で「成形目地材35×5」はセロシルSSで設計上考えておられますか。また「排水用導水管φ20 耐熱樹脂管」は「EDパイプ 内径20mm×L50m」ですか。設計上想定されている製品名をご教示願います。	その通りです。 成形目地材はセロシルSS ^{テ-7} φ35mm×5mm 排水用導水管はエコレパイプ(EDパイプ)内径20mm×5m で積算しています。
85	金抜設計書	工事費内訳書 頁0-0085/0255の「橋梁用伸縮継手装置補修工」及び施工第0-0144号内訳表の「伸縮継手装置」について、設計上「兵庫県標準単価」に記載のマルチップSPジョイント MTS-50で考えておられますか。設計上想定されている製品名をご教示願います。	橋梁補修工の伸縮継手装置は兵庫県標準単価ではなく、 メタルジョイントKC-A50 で積算しています。
86	金抜設計書	工事費内訳書 頁0-0086/0255の「伸縮装置(地覆)シール材」について、設計上物価資料の建設物価令和3年12月号のP344のシール材で考えておられますか。設計上想定されている製品名をご教示願います。	その通りです。
87	金抜設計書	施工第0-0150号内訳表「ひび割れ補修工(充填工法)」について、充填材の材料は設計上「兵庫県標準単価」89/144に記載の「鋼板接着増桁用注入材(エポキシ樹脂系)」でかんがえておられますか。製品名・出典などご教示願います。	その通りです。
88	金抜設計書	施工第0-0151号内訳表「ひび割れ補修工(低圧注入工法)」について、注入材・シール材・低圧注入器具について、設計上それぞれ「兵庫県標準単価」89/144に記載の、「鋼板接着クラック処理用注入材」、「鋼板接着クラック処理用シール材」、物価資料記載の「BLインジェクター 補充可能型注入器具」で考えておられますか。ご教示願います。	その通りです。
89	金抜設計書	工事費内訳書 頁0-0002・0013・0024・0036/0255にワイヤー切断がありますが、切断時の水処理費用について設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。
90	設計図書全般	橋梁塗装工において、塗膜剥離などの作業が生じた場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また鉛・PCBの含有量試験及び溶出試験の費用についても設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	契約完了後、監督員と協議の上決定するものとします。